

中央児童相談所

四季報（2号）



平成 16 年 9 月 21 日

059-231-5666

児童相談所における精神科医療

最近の児童相談の現状において、精神科医療の果たす役割は大きなものになっていると思います。しかし現在、常勤の精神科医がいる児童相談所は全体の1割程度に過ぎず、ほとんどが非常勤医の配置で対応しています。

「健やか親子 21」の目標では、2010 年までに全国の児童相談所に常勤の精神科医を配置することになっていますが、そもそも児童精神科医の少ない現状においては、程遠い話になっています。三重県では、これまで「あすなろ学園」の医師が各児童相談所の非常勤医を兼務していました。平成 13 年度から中央児童相談所に常勤医が配置され、県内の児童相談所・各県民局子育て支援グループを巡回することになりましたが「あすなろ学園」の医師の非常勤制も残っています。

近年急増している虐待ケースの中には、医療的ケアを優先して考えるべき子どもがいます。また、不登校や引きこもりの子どもの中には精神疾患の問題が、非行の子どもの中には発達障害の問題が潜んでいることもあります。また、自閉症やADHDなどが疑われるような場合にも、医療的なかわりの必要性について精神科医の診察が必要になります。

相談機関（児童相談所や子育て支援グループ）で、一旦、精神科医の診察を受けたいで「あすなろ学園」等の専門医療機関を紹介することにより、通院がスムーズにいく場合もあります。

今後も微力ではありますが三重県の児童福祉の向上のため努力いたしますので、どんどん活用してください。

＝ 石田芳久 Dr ＝

『ばおばおルーム』（きこえの相談）

ばおばおルームが、中央児童相談所に開設されてから、はや 3 年！県内ほぼ全域から「きこえの相談」ということで、南は鶯殿村！から北はいなべ市！まで、たいへんな距離を定期的に通っていただいている方々もいます。

『児童相談所で「きこえの相談」をしてるの?』と、疑問に思ったり、実際何をしているのかご存知ない方がほとんどかと思っておりますので、どんなことをしているのか簡単にお話してみたいと思います。

近年少しずつ話題になってきている、新生児聴覚スクリーニングの浸透により、生後すぐにスクリーニング検査を実施し、難聴を心配されるお子さんが確実に増えてきています。『ばおばおルーム』では、医療機関からの紹介により、そんなお子さん（赤ちゃん）の相談や補聴器のフィッティングなどを実施しています。もちろん、赤ちゃんだけでなく、幼児さんや学童さん、高校生まで、児童相談所の対象のお子さんの「きこえ」に関する相談を受けさせていただいています。

「きこえの相談」ということで、不安をたくさん抱えて来所される方が多いですが、その不安を少しでも解消できるように、ニーズに合わせて対応することを心がけています。

まだまだホヤホヤの「ばおばおルーム」ですが、日々勉強！日々感動！をモットーに誠心誠意の対応をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

所長一時保護所体験記

ある時、一時保護所に一晚泊してもらいたいなあと思い立って、担当課長に相談したら早速、準備をしてもらい、一時保護しているこども達と一晚過ごすことになりました。

午後5時半頃に「夕食の用意が出来ましたので保護所に来てください」と連絡があり、こども達と一緒に食事することから保護所での生活が始まりました。

夕食のメニューは、炊事担当の方が子どもの栄養等を考え、調理してくれたもので大変美味しくいただきました。こども達も「いただきまーす」のかけ声とともに、食事の遅い子、速い子様々ですが、残すことなく美味しそうに食べていました。虐待等で保護をした子どもにとっては、三度三度食事があるということは、安心、安全の保障であると思います。

こども達は、食器の片づけの後、テレビをみたり、本を読んだりして自由時間を楽しんでいました。その後、年齢にあわせて入浴したり、夜の勉強をしたりして、時間になれば、各々の部屋で就寝となります。

その日は、ネグレクトの子ども3人、非行児1名の一時保護の予定があり、そのための職員が待機することになりました。

ネグレクトの子どもについては、一時保護も視野に入れながら、児童福祉司が家庭におもむき、保護者の支援をしていたわけですが、結果的にはその日の一時保護はなくなりました。

非行の子どもは、学校の先生3名、児童相談所職員2名が本人と母親に一時保護の説得をし、児童相談所までは来ましたが、本人が頑として一時保護を拒否をし、母親も家庭での養育を希望したことから、その日の保護はなくなりましたが、その結論が出たのが真夜中の12時を回っていました。先生も一緒に説得に当たっていただき、本当にお疲れさまでした。また、その間、待機していた職員も説得の経緯を気にしながら待っていました。このように、新たに一時保護をする場合は、何時でも対応出来るようにしています。

私は、1時半頃、夜勤の職員よりも先に寝させてもらいましたが、その職員は2時過ぎまで、後始末の仕事をしていました。

通常、何もなければ、11時頃には就寝できるのですが、夜中の電話等でなかなかそうもいかないようです。

翌朝は、6時頃になるとこども達も起き始め、朝の体操、清掃、朝食と日課は進みます。こども達は、元気に飛び回っていますが、少々寝不足気味の私は、土曜日でしたので8時頃、朝帰りをしました。

話には聞いていましたが、夜の一時保護所で一人の職員が子どものケア等を行う大変さを実感することになりました。

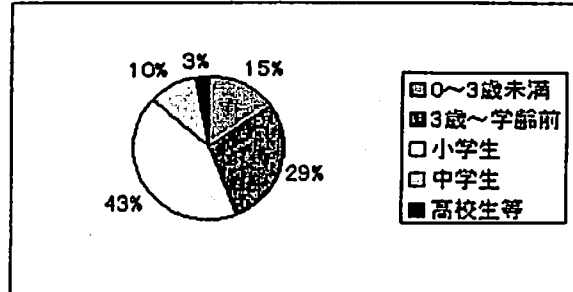
一時保護所への受入をスムーズにすることが、児童福祉司のケースワークの幅を広げることになり、ひいては、児童相談所が子どもの問題に的確に対処できることになると考えています。

三重県内の児童虐待件数

平成14年度は422件 平成15年度は508件で2割増

虐待相談年齢内訳

0～3歳未満	78件
3歳～学齢前	145件
小学生	216件
中学生	53件
高校生等	16件
計	508件



三重県は近県の虐待相談件数と比較すると、多くの虐待相談が寄せられています。それは、三重県が多県よりも児童虐待が多いということではなく、虐待された子どもが潜在化するのではなく、早く児童相談所に通告されるシステムが機能しているということではないでしょうか。それは、三重県が早くから児童虐待に取り組み色々な施策を行なったことによると思っています。

元教員、今は児童福祉司

4月から児童福祉司として中央児童相談所に着任しました。それまでは小学校教員として児童相談所を見ていたのですが、「児童相談所は児童にかかわる相談をするところ」といった程度の漠然とした印象しか持っていませんでした。

児童相談所の中に入ってみると、相談件数の多さとその内容が非常に広範囲なことには驚かされました。同時に、定期的な家庭訪問や来所を通して、児童相談所が相談者と良い関係をつくっていることが感じられました。

私が配属された第2グループは、児童虐待にかかわる対応に特化され、ちょっと様子が違います。虐待しているといわれる保護者の中には、自分の行為や子どもへのかわりが虐待であると認識している方は非常に少なく、ほとんどの方には虐待の認識がないように思います。そのため、保護者の方にとって、児童相談所との出会いは歓迎されない場合が多く、時には険悪な出合いを余儀なくされる場合もあります。でも、虐待の状況が明らかになればなるほど、「子ども」に寄り添って状況を打開していこうと思いを強くしています。

虐待にかかわる相談は様々な方から寄せられますが、学校・園からの通告もたくさんあります。3月までの学校での経験を職務に生かしていかなければと、自分を叱咤しているところです。

相談判定第2グループ 田中常樹

虐待の芽に気づく、繋げる責任、チームワークで取り組む

乳幼児健診未受診者の訪問など母子保健分野において虐待の予防・早期発見システムが充実されてきています。児童相談所は、池にはまった子どもを救うシステムを作るのに頭を悩ませています。母子保健分野では池にはまらないようにどのような柵を作ったらいいか工夫している様子がうかがえます。母子手帳の交付の仕方についても保健師が保健指導を兼ねて手渡しができるような工夫をしている市町村もあり、取り組みは進んでいるというのが実感です。しかしながら、残念なことに乳幼児の事故は発生してしまうことがあります。完全に防げないにしても、予防するには何が足りないのか事例を振りかえりながら考えてみました。生後4ヶ月で頭部に重症のけがを負った乳児の場合、分娩時、母親がパニックになりスタッフをてこずらせ、さらに退院時には、医療費が支払えませんでした。また、入院中に把握した家族構成では両親は同棲中であり、出産1ヶ月後から母親が働かなければならないので保育所入所の相談に窓口を訪れたなど、入院中から生後4ヶ月で事故が発生するまでに、虐待のリスクがいくつか見えていた事例があります。

私なりには次の3つの力を充実する必要があると考えます。まずは、初めに出合った方や機関が、虐待の視点をもって観察する力を向上させること。また、気づいた機関や人が責任を持って関係機関に繋げる責任力を向上させること。さらには、複数の機関や人で対応する力を養うことです。

最後に最も重要なことは、専門機関といわれる児童相談所がスーパーバイズできる機能を整備する必要があると思います。

そのため、日々、児童虐待に関する仲間は自己研鑽に努力しているところです。

私は今年も宝塚のエンパワーメントセンター主催によります森田ゆり先生の研修を受講します。一人ではさみしいので一緒にいただける方はご連絡ください。

家族や親子のつながり

児童福祉司として働き始めて、半年が過ぎました。以前は主に心理判定を行っていましたが、初めて児童福祉司として面接を行うと、家族の姿や親子の間の葛藤が、以前よりダイレクトに見えてきます。子どもの気持ちが理解できないと悩む方、夫婦間で協力を得られない方、自身が大切にされなかったと訴えられる方、児相からの呼びかけにより、望まない来所をされる方……毎日、さまざまな方が相談所に見えています。

日々仕事に追われ、「家族」と接する仕事の難しさをあらためて感じる毎日ですが、相談所に来られた方が来所を一つのきっかけとして、家族や親子のつながりを深められれば……と考えています。これからも、ご家族の方の気持ちに添いながら、ともに考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

学生実習に参加して

児童相談所の印象は、実習に来させていただくまでは硬いイメージがあったのですが、みなさん親切な方ばかりで信念を持って仕事をしていらっしゃるな…と思いました。今まで本などでしか知ることができなかった児童相談所の様子を知ることができて実感が沸きました。そして、自分の方向性を見つめ直す意味でもとてもプラスになりました。一時保護所の活動の中で子ども達の笑顔を見るたびにこの笑顔のためにがんばっていきたくて思いました。児童分野に進みがんばっていくつもりです。12日間という短い間でしたがお忙しい中、職員の皆様ありがとうございました。実習で学んだことを生かしてがんばっていきます。

福祉大学 K・N

一時保護所の仕事に就いて

私が中央児童相談所の一時保護所に転勤になり、半年が経とうとしています。この半年間で、様々な事情で保護をした40人以上の入所児童と寝食をともにして彼らを見てきました。

ここでは、この半年間で気づいた点をひとつ紹介させていただきます。

多くの子どもは、「偽りの顔」と「本当の顔」を持っています。入所したばかりだと、環境が変わったため警戒し、「偽りの顔」で自分を繕っていますが、しばらく一緒に生活するうちに、どうしても耐えられなくなり「本当の顔」が現れます。「本当の顔」こそがその子どもの本音であり、大人に対するSOSの信号でもあるのです。それを、少しでも早い時期に見出し、子どもと本音で語り合うことができるのが私達一時保護所の職員だと思っています。

経験も未熟で他人の気持ちを汲み取ることが苦手な私ですが、なんとか児童の「本当の顔」と語り合えるように努力している毎日です。



一時保護中の子どもの作品です

児童相談所に研修・実習に見えた方々

各保健福祉部の実習生の1日見学実習4名
三重大学医学部二年生の1日見学実習3名
県職2年目 1日職種研修2名
あすなろ学園新任者研修 1週間 2名
三重大学看護部 1日見学実習3名
日本福祉大学実習生 2週間 3名
名張少年サポートふれあい隊 半日 18名

エメールの発送先

中勢教育事務所管内の中、小、幼、学校関係 約300部・子育て支援協力員 10部
地域虐待協力員 370部・中勢地区保育所 約120部・児童養護施設 10部
乳児院、母子生活支援施設 7部・病院、障害児施設、児童ディーサービス施設21部
三重県子ども家庭室等関係機関 20部 計約850部

なお、下記のアドレスから中央児童相談所のホームページでもご覧になれます。

<http://www.pref.mie.jp/THOKEN/HP/zidouT/soudan1.htm>

里親制度とは

里親制度について、『里親という言葉は聞いたことがあるけど、内容は知らないなあ』という方が多くないでしょうか。里親制度の概要をご説明します。

○ 里親とは

子どもの成長には家庭のあたたかい愛情が必要です。しかし、親の病気や死亡、虐待など様々な事情によって家庭で生活できなくなった子どもたちがいます。このような子どもをあたたかい愛情と家庭的雰囲気の中で養育するのが『里親』です。養子縁組を目的とする方も里親家庭となっていていただくことができます。

○ 里親の種類

① 養育里親

長期間子どもを養育する里親のことです。

② 親族里親

両親その他子どもを育てている者が死亡、行方不明等の状態となった子どもを三親等内の親族が養育する里親のことです。

③ 短期里親

1年以内の期間を定めて子どもを養育する里親のことです。

④ 専門里親

2年以内の期間を定めて、虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子どもを養育する里親のことで、専門の研修を受講することが条件になります。

○ 里親になるためには

里親の認定基準があり、社会福祉審議会の意見を受け、里親として認定されることが必要です。

① 相談・申し込み

お近くの児童相談所へ相談のうえ、お申し込み下さい。

② 調査

児童相談所の職員がご家庭を訪問し、家庭の状況や子どもに対する気持ち、理解について伺います。

③ 審査

調査の結果をもって、県の社会福祉審議会で里親としてふさわしいかを審査します。

④ 認定・登録

社会福祉審議会から適当とされた方は、知事が里親として認定し、登録されます。なお、専門里親は2年ごとに、その他の里親は5年ごとに登録の更新が必要です。